

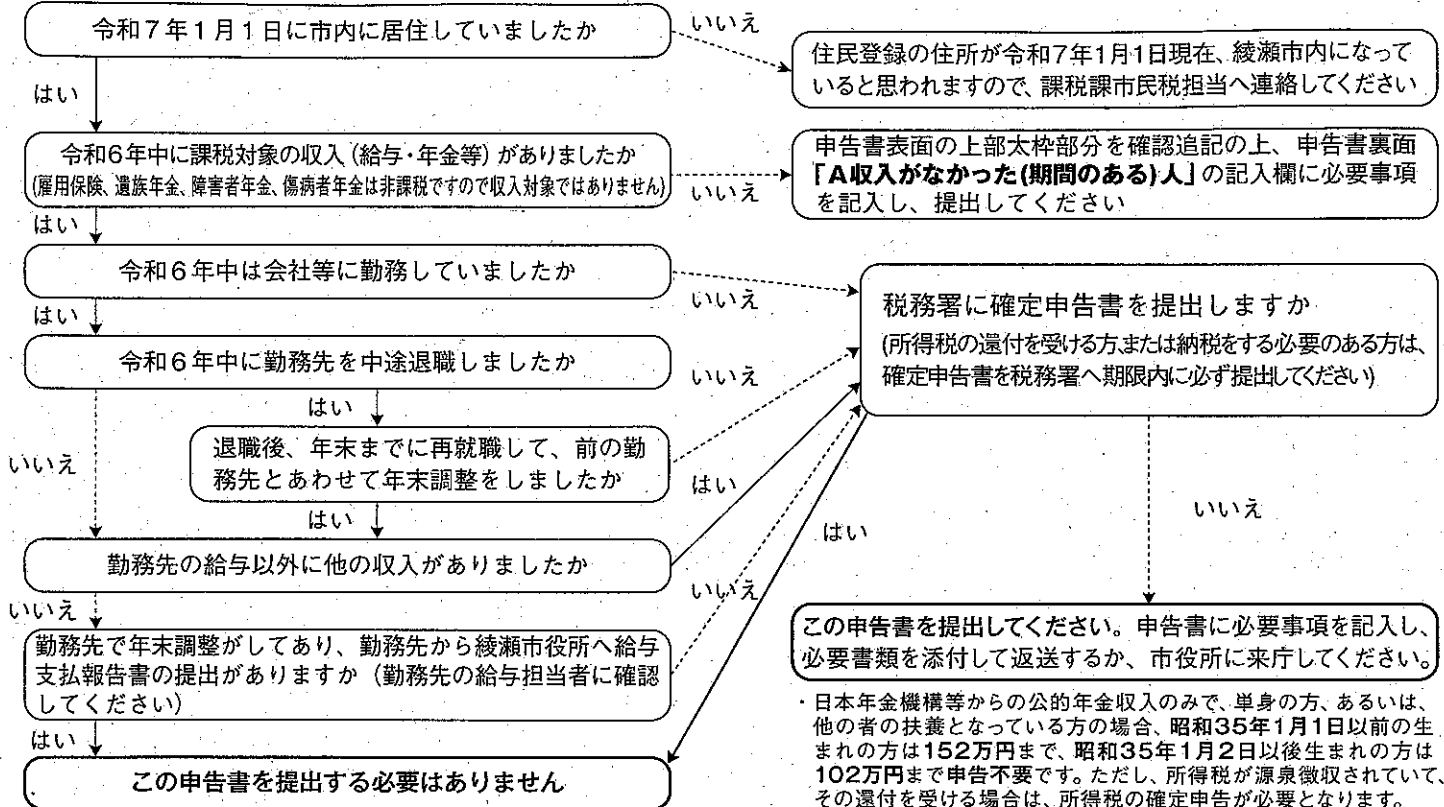
令和7年度 市民税・県民税の申告の手引き

綾瀬市

市・県民税の申告書の提出は3月17日までです。

この申告は、あなたの令和7年度市・県民税を計算するための基礎資料となるだけでなく、介護保険・国民健康保険・保育料・児童手当などの算定基礎資料となります。次の図をご確認の上、提出が必要な方は収入の有無にかかわらず期限までに必ず提出をお願いします。

★この申告書の提出が必要かどうか確認してください。



◎申告の際に必要なもの

- ・同封の市民税・県民税申告書
- ・源泉徴収票あるいは給与明細書、収支内訳書、帳簿、支払領収書など
- ・令和6年中に支払った領収書など（国民健康保険・国民年金の領収書等、生命保険料等の控除証明書、医療費控除又はセルフメディケーション税制を受ける方はその必要書類※1）
- ・申告する方のマイナンバー（個人番号）確認書類※2、本人確認書類※3
- ・扶養控除の適用を受ける場合には、被扶養者のマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載されている住民票のうちいずれか1点（写しでも可）
- ・郵送による提出の場合には、申告する方と被扶養者のマイナンバー確認書類の写し及び申告する方の本人確認書類の写しを同封してください。
- ・国外居住親族に係る扶養控除の適用を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類が必要となります。

※1 医療費控除 又は セルフメディケーション税制の必要書類

医療費控除の適用を受ける場合	医療費控除の明細書
セルフメディケーション税制の適用を受ける場合	①セルフメディケーション税制の明細書 ②令和6年中に健康診断・予防接種・健康診断・がん検診等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類（予防接種済証又は勤務先や保険者名の記載された結果通知表。結果通知表は検診結果部分を黒塗りなどした写しでの提出が可能です。詳しくは、厚生労働省ホームページに掲載の「一定の取組の証明方法について」をご確認ください。）

※医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に適用することはできません。詳しくは3ページをご確認ください。

※明細書は、国税庁のホームページでダウンロードすることができます。

※支払った医療費については、あらかじめ合計金額を計算しておいてください。

※2 マイナンバー及び※3 本人確認書類

	マイナンバー確認書類	本人確認書類
(1)	マイナンバーカード（両面）	不要
(2)	通知カード又は個人番号が記載されている住民票	運転免許証、健康保険証など

※(1)または(2)のいずれか。

※マイナンバーの提供を受ける際は、なりすましを防止するため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられています。

◎申告受付

日時 2月3日（月）～2月14日（金） 午前8：30～午後5：00（土・日・祝日除く）

2月17日（月）～3月17日（月） 午後3：00～午後5：00（土・日・祝日除く）

場所 綾瀬市役所7階市民展示ホール

※申告書は郵送でも提出できます。必要事項を全て記入し、市・県民税申告書と各種証明書、領収書等を同封の上、返信用封筒にて送付してください。

【記入説明】

- ・現住所と令和7年1月1日の住所とが異なる場合や、住所と現住所が別にある場合は、両方記入してください。
- ・生年月日、世帯主の氏名、世帯主との続柄（世帯主からみて）を記入してください。
- ・職業、電話番号等必ず記入してください。

③ 収入がなかった場合

- ・令和6年中（1月1日～12月31日）に収入がまったくなかった人は、申告書裏面「A収入がなかった（期間のある）人」欄の該当するところに必要事項を記入してください。

2 所得金額

① ② 事業所得

営業や農業などの事業から生ずる所得です。

③ 不動産所得

不動産の貸付などから生ずる所得です。

④ 利子所得

預貯金等の利子などから生ずる所得です。

⑤ 配当所得

株式・出資の配当、余剰金の分配や証券投資信託の収益の分配などの収入です。

⑥ 給与所得

給与、賃金などの給与所得がある人は、源泉徴収票又は給与明細書を添付してください。勤務先が一定しないため、証明が受けられない日給所得者の方は申告書裏面「カ源泉徴収票のない給与所得者」欄を使用してください。（給与所得計算表）

給与収入金額	給与の所得金額
1円～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	給与収入金額－ 550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
※ 1,628,000円～ 1,799,999円	4,000円階差後a×60%－ 100,000円
※ 1,800,000円～ 3,599,999円	4,000円階差後a×70%－ 80,000円
※ 3,600,000円～ 6,599,999円	4,000円階差後a×80%－ 440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	給与収入金額×90%－ 1,100,000円
8,500,000円～	給与収入金額－ 1,950,000円

※は、給与収入金額を4,000円で割り、小数点以下を切り捨て、再び4,000円を掛けます→4,000円階差後a

所得金額調整控除

下記(1)、(2)に該当する場合は、給与の所得金額から所得金額調整控除を差し引きます。

(1) 収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額＝|収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円|×10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、合計額が10万円を超える場合

控除額＝給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円

⑦～⑨ 雑所得

・公的年金等に係る雑所得

次の表により所得金額を計算します。

※生命保険会社等からの年金は、その他の雑所得となります。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下	2,000万円を超える
65歳未満	3,300,000円以下	収入金額－ 1,100,000円	収入金額－ 1,000,000円	収入金額－ 900,000円
	3,300,000円超	収入金額×75%－ 275,000円	収入金額×75%－ 175,000円	収入金額×75%－ 75,000円
	4,100,000円以下	収入金額×85%－ 685,000円	収入金額×85%－ 585,000円	収入金額×85%－ 485,000円
	4,100,000円超	収入金額×95%－ 1,455,000円	収入金額×95%－ 1,355,000円	収入金額×95%－ 1,255,000円
	7,700,000円以下	収入金額－ 1,455,000円	収入金額－ 1,355,000円	収入金額－ 1,255,000円
	7,700,000円超	収入金額－ 1,955,000円	収入金額－ 1,855,000円	収入金額－ 1,755,000円
65歳以上	10,000,000円以下	収入金額－ 1,955,000円	収入金額－ 1,855,000円	収入金額－ 1,755,000円
	10,000,000円超	収入金額－ 1,955,000円	収入金額－ 1,855,000円	収入金額－ 1,755,000円

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下	2,000万円を超える
65歳未満	1,300,000円以下	収入金額－ 600,000円	収入金額－ 500,000円	収入金額－ 400,000円
	1,300,000円超	収入金額×75%－ 275,000円	収入金額×75%－ 175,000円	収入金額×75%－ 75,000円
	4,100,000円以下	収入金額×85%－ 685,000円	収入金額×85%－ 585,000円	収入金額×85%－ 485,000円
	4,100,000円超	収入金額×95%－ 1,455,000円	収入金額×95%－ 1,355,000円	収入金額×95%－ 1,255,000円
	7,700,000円以下	収入金額－ 1,455,000円	収入金額－ 1,355,000円	収入金額－ 1,255,000円
	7,700,000円超	収入金額－ 1,955,000円	収入金額－ 1,855,000円	収入金額－ 1,755,000円
65歳以上	10,000,000円以下	収入金額－ 1,955,000円	収入金額－ 1,855,000円	収入金額－ 1,755,000円
	10,000,000円超	収入金額－ 1,955,000円	収入金額－ 1,855,000円	収入金額－ 1,755,000円

※65歳以上は、昭和35年1月1日以前に生まれた方
65歳未満は、昭和35年1月2日以後に生まれた方

・業務

副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得です。

・その他の雑所得

定期積立の給付補てん金や貸金の利子など他の所得にあてはまらない所得です。

⑩ 総合譲渡所得・一時所得

(総合譲渡所得)

自動車、機械、1個又は1組の価額が30万円を超える書画・貴金属などの資産を譲渡した場合で分離課税の対象とならないものです。

(一時所得)

懸賞金、競輪、競馬の払戻金、本人が受ける満期生命保険金などの一時的な所得です。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑪ 社会保険料控除

国民健康保険税や、国民年金保険料などの社会保険料（税）を支払ったとき、支払金額が控除されます。（国民年金保険料等は証明書を添付）

⑫ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金や地方公共団体がおこなう心身障害者扶養共済掛金を支払ったとき、支払金額が控除されます。（支払証明書を添付）

⑬ 生命保険料控除

生命保険料、簡易生命保険料等を支払ったときに一定額が控除されます。支払金額が、一契約につき9,000円を超える場合には、証明書の添付が必要です。

新契約と旧契約とは、限度額が異なります。

（新契約……平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます）
（旧契約……平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいいます）

生命保険料控除額算出式（支払保険料は、割戻金を引いた後の金額です）

支払保険料の区分	支払保険料の金額	生命保険料控除額
旧契約による	15,000円以下	支払保険料の全額
①生命保険料の場合	15,001円以上 40,000円以下	支払保険料×1/2＋7,500円
②個人年金保険料の場合	40,001円以上 70,000円以下	支払保険料×1/4＋17,500円
	70,001円以上	限度額 35,000円
③旧契約による生命保険料と個人年金保険料の両方ある場合	支払生命保険料及び個人年金保険料について、それぞれ①及び②により求めた金額の合計額	限度額 70,000円
新契約による	12,000円以下	支払保険料の全額
④生命保険料の場合	12,001円以上 32,000円以下	支払保険料×1/2＋6,000円
⑤個人年金保険料の場合	32,001円以上 56,000円以下	支払保険料×1/4＋14,000円
⑥介護医療保険料の場合	56,001円以上	限度額 28,000円
⑦新契約による生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ④、⑤及び⑥により求めた金額の合計額	支払生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ④、⑤及び⑥により求めた金額の合計額	限度額 70,000円
⑧新契約と旧契約の双方について、それぞれ④、⑤及び⑥により求めた金額の合計額	旧契約について①及び②の計算式により、新契約について④、⑤及び⑥の計算式により求めた金額の合計額（各保険限度額 28,000円）	限度額 70,000円

⑭ 地震保険料控除

地震保険料等を支払ったときに控除されます。（支払証明書を添付）

・地震保険料とは……家屋、家財のうち一定のもので、地震、噴火、これらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流出により生じた損失の額をてん補する損害保険契約の保険料又は掛金をいいます。

（旧長期損害保険……契約締結と期間開始期が平成18年12月31日までで、かつ平成19年1月1日以後に契約変更をしておらず、10年以上の契約期間で、満期返戻金がある損害保険契約）

地震保険料控除額算出式（支払保険料は、割戻金を引いた後の金額です）

支払保険料の区分	支払保険料の金額	地震保険料控除額
①支払保険料の全部が地震保険料の場合	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,001円以上	限度額 25,000円
②支払保険料の全部が旧長期損害保険料の場合	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円以上 15,000円以下	支払保険料×1/2＋2,500円
	15,001円以上	限度額 10,000円
③支払保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合	地震保険料及び旧長期損害保険料について、それぞれ①及び②により求めた金額の合計額	限度額 25,000円

⑪ 寡婦、ひとり親控除

生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、ひとり親控除の対象となります。また、子以外の扶養親族を持つ寡婦及び扶養親族がいない場合でも死別による場合は寡婦控除の対象となります。

	合計所得(円)	500万円以下		
		配偶者関係	死別	離婚
本人女性	扶養親族：子	30万円	30万円	30万円
	扶養親族：子以外	26万円	26万円	控除適用なし
	扶養親族：なし	26万円	控除適用なし	控除適用なし
本人男性	扶養親族：子	30万円	30万円	30万円
	扶養親族：子以外	控除適用なし	控除適用なし	控除適用なし
	扶養親族：なし	控除適用なし	控除適用なし	控除適用なし

※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。

⑫ 勤労学生控除

あなたが学生、生徒などで自己の勤労による所得が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき控除されます。学校等から必要な証明の交付を受けてください。 控除額 26万円

⑬ 障害者控除

（障害者控除）
あなたやあなたの扶養している人が障害者のとき控除されます。普通障害と特別障害の区分については、障害の程度によって控除が適用されます。 控除額 特別障害 30万円 普通障害 26万円

（同居特別障害者）
同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者であなただけの配偶者、もしくは扶養親族と同居している人をいいます。 控除額 53万円

⑭ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

（同一生計配偶者）
あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で所得の合計が48万円以下の人をいいます。

（控除対象配偶者）
同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者をいいます。

（老人控除対象配偶者）
控除対象配偶者のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた人（令和6年12月31日で満70歳以上の人）をいいます。

あなたの合計所得金額	控除対象配偶者 控除額	老人控除対象配偶者 控除額
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 ～ 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 ～ 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除適用なし（※障害者控除の適用は可能）	

（配偶者特別控除）

あなたと生計を一にしていて、所得の合計が48万円を超え133万円以下の配偶者があるとき控除されます。あなたと配偶者の合計所得に応じて控除の額が変わります。

配偶者の 合計所得金額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超～ 100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
100万円超～ 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超～ 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超～ 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超～ 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超～ 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超～ 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超～ 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超～	0円	0円	0円	

⑮ 扶養控除

（控除対象扶養親族）
あなたと生計を一にする親族（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で年齢16歳以上（平成21年1月1日以前に生まれた人）で所得の合計が48万円以下の人が控除されます。 控除額 33万円

（特定扶養親族）
控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人）をいいます。 控除額 45万円

（老人扶養親族）
控除対象扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた人（令和6年12月31日で満70歳以上の人）をいいます。 控除額 38万円

（同居老親等）
老人扶養親族のうち、あなた又は配偶者のいずれかと同居し、そのどちらかの直系尊属である人をいいます。 控除額 45万円

⑯ 16歳未満の扶養親族

扶養親族のうち、16歳未満の人（平成21年1月2日以降に生まれた人）がいる場合に記入してください。

⑰ 基礎控除

あなたの合計所得に応じて控除の額が変わります。

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	控除適用なし

⑱ 雑損控除

火災、風水害などの災害、又は盗難、横領などにより生活用資産（住宅、家財等）に損害を受けたときや災害関連支出があるときの控除です。災害の場合は消防署長の証明書、盗難等の場合は警察への届出証明書を必ず添付してください。

⑲ 医療費控除又はセルフメディケーション税制

※控除額の算出の計算式については4ページ上段にあります。

（医療費控除）
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払ったときは、一定額の控除を受けることができます。（明細書を添付）

（セルフメディケーション税制）
あなたが健康の保持増進及び疾病への予防の取組として一定の取組※1を行って、特定一般用医薬品等購入費※2を支払ったときは、一定額の控除を受けることができます。（明細書又は一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付）従来の医療費控除との選択制となりますので、従来の医療費控除を受ける場合は、適用することができません。

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

※1一定の取組とは、下記のことをいいます。

- ① 保険者が実施する健康診査
- ② 市町村が健康増進事業として行う健康診査
- ③ 予防接種
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断
- ⑤ 特定健康診査、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※2 特定一般用医薬品等購入費

・対象となる商品には、購入の際の領収書に対象商品である旨が表示されます。具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご確認ください。

⑳ 寄附金税額控除

都道府県、市区町村、神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部に加え、所得税の寄附金控除の対象のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対しての寄附をしたときに控除されます。年間合計で2,000円を超えた寄附が対象です。

（寄附金税額控除の計算）

- ①【寄附金額（総所得等の合計金額の30%限度）－2千円】×10%（市民税6%・県民税4%）
- ② 総務大臣が指定する都道府県、市区町村に2千円を超える寄附をした場合は、特例控除額を加算した額が寄附金税額控除となります。特例控除加算額は、所得税の税率によって変動します。

5 納付方法の選択

あなたに給与所得と公的年金等所得とそれ以外の所得がある場合は、給与所得・公的年金等所得以外の所得に対する税額の納付方法について、いずれか希望する方にチェックを付けてください。

令和6年12月現在の法令にもとづいて作成しております。税制改正等により内容が変わる場合がありますので、ご了承ください。

勤務先が一定していない、日雇等により源泉徴収票や年間給与額の支払証明書がもらえない方は、申告書裏面のこの欄に記入してください。

カ 源泉徴収票のない給与所得者

勤務先から源泉徴収票や年間給与額の支払証明書を交付されない方は、下欄に記入してください。

	日 給 額	働いた日数	月 収 額
1 月			
2 月			

合計（年収額）		
源泉徴収税額（所得税）	有・無	勤務先
勤務先電話番号		

(医療費控除計算式)

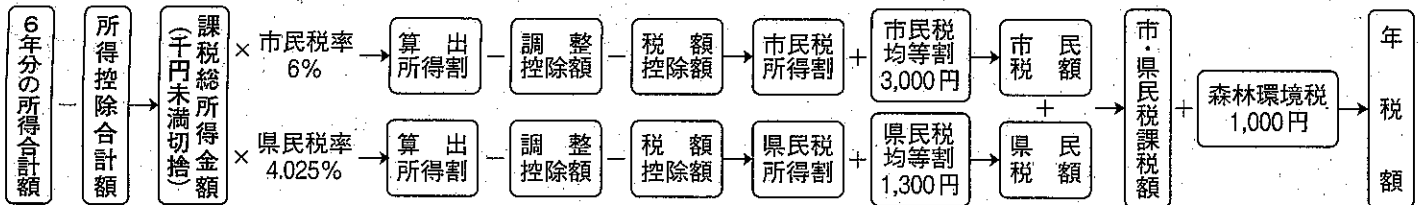
支払った医療費	(合計)	円	(A)
保険金などで補てんされる金額		円	(B)
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	(C)
所得金額の合計額		円	(D)
(D) × 0.05	(赤字のときは0円)	円	(E)
(E) と 10 万円のいずれか少ない方の金額		円	(F)
医療費控除額 (C) - (F)	(最高 200 万円、赤字のときは0円)	円	(G)

(セルフメディケーション税制計算式)

支払った金額	(合計)	円	(A)
保険金などで補てんされる金額		円	(B)
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	(C)
医療費控除額 (C) - 12,000 円	(最高 8 万 8 千円、赤字のときは0円)	円	(D)

※医療費控除の適用を受ける方は、セルフメディケーション税制の適用を受けることはできません。
※明細書は、国税庁のホームページでダウンロードすることができます。
※支払った医療費については、あらかじめ合計金額を計算しておいてください。
※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、①「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

市民税・県民税の税額計算の仕方



課税総所得金額

令和6年中の所得の合計額から令和6年中の雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者・配偶者特別・扶養並びに基礎の各所得控除の合計額を差し引いた金額。

調整控除

税源移譲に伴う調整措置として、市・県民税と所得税の扶養控除等の人的控除の差(右表)にもとづく負担増を調整するために設けられた控除。

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の場合	次のうちいずれか少ない金額の5% (市民税3%・県民税2%) イ 所得税との人的控除の差額の合計額 ロ 合計課税所得金額
200万円を超える場合	イからロを控除した金額(5万円を下回る場合は、5万円)の5%(市民税3%・県民税2%) イ 所得税との人的控除の差額の合計額 ロ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※合計所得金額2,500万円超の納税義務者については、調整控除の適用はありません。

税率及び均等割額

◎所得割の税率、均等割額及び森林環境税額

	市民税	県民税
所得割	課税総所得金額 一律 6%	課税総所得金額 一律 4% 超過課税 (水源環境保全・再生分) 0.025%
均等割	一律 3,000円 計 3,000円	一律 1,000円 超過課税 (水源環境保全・再生分) 300円 計 1,300円

※森林環境税(国税) 1,000円

※令和6年度から森林整備やその促進に充てるため、個人住民税と併せて徴収されます。

	配当控除	市民税	県民税
一般	課税総所得金額等が1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
	課税総所得金額等が1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%
外貨	課税総所得金額等が1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
	課税総所得金額等が1,000万円を超える部分	0.2%	0.15%
その他	課税総所得金額等が1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%
	課税総所得金額等が1,000万円を超える部分	0.4%	0.3%

※今後、税制等の改正がされる場合があります。

◎所得税との人的控除の差額(単位:万円)

人的控除の種類	差額	人的控除の種類	差額	人的控除の種類	差額
障害者控除	普通 1 特別 10	寡婦控除	1	配偶者特別控除	納税者所得 900万円以下 5 納税者所得 900万円超 950万円以下 4 納税者所得 950万円超 1,000万円以下 2
同居特別障害者	22	ひとり親控除	5	配偶者特別控除	納税者所得 900万円超 950万円以下 3 納税者所得 950万円超 1,000万円以下 2
扶養控除	特定 18 老人 10 同居老親 13 その他 5	父(旧寡夫控除相当)	1	配偶者特別控除	納税者所得 900万円以下 5 納税者所得 900万円超 950万円以下 4 納税者所得 950万円超 1,000万円以下 2
勤労学生控除	1	一般	5	配偶者特別控除	納税者所得 900万円以下 5 納税者所得 900万円超 950万円以下 4 納税者所得 950万円超 1,000万円以下 2
基礎控除 (所得金額2,500万円以下)	5	老人	10	配偶者特別控除	納税者所得 900万円以下 5 納税者所得 900万円超 950万円以下 4 納税者所得 950万円超 1,000万円以下 2

※基礎控除及びひとり親控除(父)の場合は、控除額にかかわらず基礎控除は一律5万円、ひとり親控除(父)の場合は一律1万円となります。

◎分離課税にかかる所得割の税率

区分	市民税	県民税
課税短期譲渡所得	一般 5.4% 軽減 3%	3.6% 2%
課税長期譲渡所得	一般 3% 特定 2,000万円以下 2.4% 2,000万円を超える部分 3% 居住用 6,000万円以下 2.4% 6,000万円を超える部分 3%	2% 1.6% 2% 1.6% 2%
先物取引の雑所得等	3%	2%
上場株式等	証券業者等を通じた譲渡 上記以外の譲渡	3% 2%
非上場株式等の譲渡		
上場株式等の配当		

★この申告について、わからない点は課税課市民税担当へお問合せください。

綾瀬市役所 課税課市民税担当 電話 0467-70-5611 (直通)